

4月議会臨時会

令和3年度一般会計補正予算など8議案を可決

令和3年第3回那須町議会臨時会が4月27日に開催され、8議案が可決されました。主な議案は次のとおりです。

【一般会計補正予算】

歳入は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの国庫補助金を増額するほか、財政調整基金繰入金を増額しました。歳出は、地域公共交通計画および子どもの貧困対策推進計画の策定事業費のほか、地産地消の推進や優良牛整備補助金、小中学校のエアコン整備などの費用を令和3年度一般会計補正予算に計上しました。

この結果、一般会計の総額は、

令和3年度一般会計補正予算は、3,260万円が追加され、129億3,060万円となりました。

【那須町職員の服務の宣誓に関する条例等の一部改正】

行政手続における利便性の向上および手続の簡素化を図るため、那須町職員の服務の宣誓に関する条例、那須町山村広場設置、管理及び使用料に関する条例、那須町火入れに関する条例および町営那須いこいの家設置、管理及び使用料条例について、申請書等の押印を廃止する改正を行いました。



令和3年 春の叙勲

瑞宝双光章 平橋誠次さん



令和3年春の叙勲で、平橋誠次さん（よささ）が瑞宝双光章を受章されました。

平橋さんは、昭和49年3月から47年間にわたり、町内の障害者支援施設「マ・メゾン光星」で勤務し、生活支援員として障害のある方々の日常生活の援助や、ジャ

ム・クッキー・野菜作り等の日中活動を通しての自立や発達の支援を続けてきました。

時代とともに福祉を取り巻く環境が変化する中で、施設利用者の方々への支援のあり方を一番に考え、同じ目線に立つことを心がけて仕事をしてきたとのこと。

今回の叙勲受章に「大変光栄なこと。福祉は人に寄り添うことがとても大切であり、その中で自身も成長できた。経験を生かし、働く職員や利用者の方々とともに成長していきたい」と、今後への意気込みを語ってくれました。

児童手当の手続きを願います

児童手当は、中学校修了前までの児童を養育している方に支給される手当です。

○すでに受給している方

児童手当を受給している方は、毎年6月中に「児童手当現況届」の提出が必要です。対象の方には、6月上旬に通知を郵送しますので、必要事項を記入の上、提出してください。現況届の提出が遅れると6月分以降の手当が支給されない場合があります。

○新たに申請する方

お子さんが生まれたり、他市区町村からの転入等で、新たに児童手当を受給する場合には、児童手当の認定請求（申請）が必要です。認定請求は、出生や転入した日の翌日から15日以内に申請してください。申請が遅れると、手当の支給が遅れる場合があります。

▼認定請求（申請）に必要なもの

- ・預金通帳（請求者本人のもの）
- ・請求者と配偶者の個人番号が分かるもの（マイナンバーカード、通知カード等）
- ・請求者の本人確認書類（運転免許証等）
- ・健康保険被保険者証（厚生年金に加入している方）

※その他にも状況により、必要なものがありますので、詳しくはお問い合わせください。

▼手当の月額（児童1人につき）

- ・3歳未満 1万5千円
- ・3歳以上小学校修了前 1万円
- （第3子以降 1万5千円）
- ・中学生 1万円

※受給者の所得が一定額以上の場合は特例給付（児童1人につき一律5千円）を支給します。

▼手当の支給日（原則）

毎年6月、10月、2月の10日
※支払月の前月分までの手当を支給します。

○寄付ができます

児童手当の全部または一部の支給を受けずに、子どもの健やかな成長を支援するために役立てて欲しいという場合には、町に寄付をすることができま。お気軽にご連絡ください。

▼受付窓口 住民生活課、各支所
▼問合せ 住民生活課戸籍住民係

☎ 6908

